

## 軽自動車税の税制改正について

平成29年度に実施された軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、特例の対象車を見直したうえで、適用期限が2年延長されました。

これにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得された対象車両は、平成31年度分の軽自動車税が軽減されます。

### ●グリーン化特例（軽課）の対象車・軽課割合

【平成31年度】（平成30.4.1～平成31.3.31新規取得分）

| 軽乗用車 | 対象車                   | 内容         | 軽貨物車 | 対象車                   | 内容         |
|------|-----------------------|------------|------|-----------------------|------------|
|      | 電気自動車等                | 税率を概ね75%軽減 |      | 電気自動車等                | 税率を概ね75%軽減 |
|      | 平成32年度燃費基準<br>+30%達成車 | 税率を概ね50%軽減 |      | 平成27年度燃費基準<br>+35%達成車 | 税率を概ね50%軽減 |
|      | 平成32年度燃費基準<br>+10%達成車 | 税率を概ね25%軽減 |      | 平成27年度燃費基準<br>+15%達成車 | 税率を概ね25%軽減 |

※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車及び天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）とする。

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排ガス規制75%低減(★★★★)又は平成30年排ガス規制50%低減(★★★★)達成車に限る。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 平成31年度の税率

平成31年度の軽自動車税は下記のようになります。

### ●原動機付自転車及び2輪車等の税率

| 車両・課税標準  |                  | 税率     |
|----------|------------------|--------|
| 原動機付自転車  | 排気量 50cc以下       | 2,000円 |
|          | 排気量 90cc以下       | 2,000円 |
|          | 排気量 125cc以下      | 2,400円 |
|          | ミニカー（排気量 50cc以下） | 3,700円 |
| 軽自動車     | 2輪 250cc以下       | 3,600円 |
| 小型特殊自動車  | 農耕用              | 2,400円 |
|          | その他              | 5,900円 |
| 2輪の小型自動車 |                  | 6,000円 |

※ ポートトレーラー等の被けん引車（長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下のもの）については、軽自動車の2輪・3輪・4輪の区分に応じて税金が課せられます。

### ●軽4輪車等（3輪以上の軽自動車）

| 車両・課税標準 |               | 平成27年4月1日<br>以降に新規検査を<br>した車両（標準税率） | 平成27年3月31日<br>以前に新規検査を<br>した車両（旧税率） | 最初の新規検査か<br>ら13年を経過した<br>車両（重課税率） | グリーン化特例<br>（軽課税率） |        |        |        |
|---------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|--------|--------|--------|
|         |               |                                     |                                     |                                   | 25%軽減             | 50%軽減  | 75%軽減  |        |
| 軽自動車    | 3輪 660cc以下のもの | 3,900円                              | 3,100円                              | 4,600円                            | 3,000円            | 2,000円 | 1,000円 |        |
|         | 4輪 自家用        | 乗用                                  | 10,800円                             | 7,200円                            | 12,900円           | 8,100円 | 5,400円 | 2,700円 |
|         |               | 貨物                                  | 5,000円                              | 4,000円                            | 6,000円            | 3,800円 | 2,500円 | 1,300円 |
|         | 4輪 営業         | 乗用                                  | 6,900円                              | 5,500円                            | 8,200円            | 5,200円 | 3,500円 | 1,800円 |
|         |               | 貨物                                  | 3,800円                              | 3,000円                            | 4,500円            | 2,900円 | 1,900円 | 1,000円 |

※ 重課税率については、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く。

## 軽自動車税の適用についての注意事項

平成30年度にグリーン化特例（軽課）の適用を受けた車両は標準税率の適用になります。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得された車両で、グリーン化特例（軽課）の対象車両は軽課税率が適用され、対象外の車両は標準税率となります。

最初の新規検査年が平成18年3月31日以前の車両が重課税率対象の車両になります。

軽自動車税は、4月1日時点の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車等した場合も平成31年度分の税金が課税されることとなります（月割の制度はありません）。

## お知らせ

税制改正により、平成31年10月1日から自動車取得税が廃止となり、新たに「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」へと名称が変わります。  
この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」、「種別割」の2つで構成されることとなります。

### ●環境性能割

平成31年10月1日以後、新車中古車を問わず50万円を超える価格で車両を取得した場合に課税される市区町村税です。  
手続き上は現在の自動車取得税と同様、販売店等を通じて一旦都道府県に納めることとなります。

| 区 分  |                  | 税 率       |      |
|--|------------------|-----------|------|
|  |                  | 自家用       | 営業用  |
| 電気自動車 等  |                  | 非課税       | 非課税  |
| ガソリン車<br>ガソリンハイブリッド車<br>(平成17年排出ガス基準75%<br>低減達成、又は平成30年排出<br>ガス基準50%低減達成のもの) | 平成32年度燃費基準+10%達成 | 非課税       | 非課税  |
|  | 平成32年度燃費基準 達成    | 1.0%      | 0.5% |
|  | 平成27年度燃費基準+10%達成 | 2.0%      | 1.0% |
| 上記以外の車両  |                  | 2.0% (注1) | 2.0% |

※ 注1の税率は、当分の間3.0%→2.0%となります。

※ また、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した車両については、臨時的軽減により環境性能割の税率が1%軽減されます。(表中の各種税率が0.5%→非課税、1.0%→非課税、2.0%→1.0%となります。)

### ●種別割

現行の軽自動車税の税額と同様の税率となります。

## バイク軽自動車の手続きについて

下記のような異動があった場合には、下記の各窓口にてその旨を申告してください。  
申告されずにそのままにされますと、所有されているものとして税金が課税されます。  
軽自動車税は毎年4月1日現在所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

|   |  |                   |
|---|--|-------------------|
| 原動機付自転車 (125cc以下)                       |  | … 香芝市役所で手続きが可能です。 |
| 廃車<br>転出<br>譲渡(名義変更)                    | 香芝市のナンバープレート、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)標識交付証明書をもって香芝市役所税務課に届け出てください。<br>なお、譲渡には譲渡証明書が必要となります。 |                   |
| 盗難、車体紛失<br>プレート紛失(再交付)                  | 警察に盗難、紛失届けをした後で必ず香芝市税務課に届け出てください。  |                   |
| 軽二輪 (125cc超~250cc以下) ・ 小型二輪 (250cc超)    |  |                   |
| 近畿運輸局奈良運輸支局 050-5540-2063にお問い合わせください。   |  |                   |
| 軽自動車 (四輪)                               |  |                   |
| 軽自動車検査協会奈良事務所 050-3816-1845にお問い合わせください。 |  |                   |

※ 障害者のかたに対する減免制度があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

※ 納税は、便利で安心な口座振替制度がご利用いただけますので、納税促進課へお問い合わせください。

香芝市役所 税務課 0745-44-3307 (課税に関するお問い合わせ)  
納税促進課 0745-44-3310 (お支払、口座振替のお問い合わせ)

※ なお、本書並びに同封の納付書に記載の納期限等に関しまして、平成31年度分以降の元号の表示は、便宜上、平成と記載しております。